

平塚市まちづくり条例施行規則第52条の3「防犯街路灯の整備基準」関係の一部改正に伴う新旧対照表

改正部分

旧	新	改正要旨
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 防犯街路灯 夜間における歩行者の安全の確保及び犯罪の防止を図るため、<u>防災危機管理部</u>危機管理課(以下「危機管理課」という。)が設置、所有及び管理する 夜間常時点灯している照明灯をいう。</p> <p>(2)～(12) (省略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 防犯街路灯 夜間における歩行者の安全の確保及び犯罪の防止を図るため、<u>市長室</u>危機管理課(以下「危機管理課」という。)が設置、所有及び管理する 夜間常時点灯している照明灯をいう。</p> <p>(2)～(12) (省略)</p>	<p>組織改正に伴い改正。</p>
<p>(設置方法)</p> <p>第5条 防犯街路灯の設置方法は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(追加)</p>	<p>(設置方法)</p> <p>第5条 防犯街路灯の設置方法は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(4) 防犯街路灯は、原則2.5m間隔で設置をする。ただし、東電柱又はN.T.T柱の設置場所に応じて、その都度協議するものとする。</u></p> <p><u>(5) 平塚市まちづくり条例施行規則第52条の3第1項ア(イ)に規定する設置の必要があると認める場所は、既存の防犯街路灯の向き、道路の構造等によって、当該防犯街路灯の効果を十分に得られないと認められる場所をいう。</u></p>	<p>防犯街路灯の整備基準を見直す。 (市民からの要望による設置基準と合わせる)</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>附則</u> <u>この基準は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	